

# 平成29年4月利用分からの体育施設使用料等の変更について

## 1 変更点

(1) 施設の使用料を消費税5%相当分から8%相当分に改定します。

例) 体育館アリーナでバドミントン1面利用の場合 (平日大人午前2時間)

現状	⇒	改定額
400円		<b>410円</b>

(2) 屋外施設 (陸上競技場・野球場・ソフトボール場・多目的グラウンド、和泉公園運動広場) の午前・午後の4時間の利用時間の単位を2時間に変更します。

例) 屋外施設 (テニスコートを除く) 利用時間の単位

現状	⇒	変更後
早朝 (6:00~8:00)		早朝 (6:00~8:00)
午前 (8:30~12:30)		<b>午前① (8:30~10:30)</b>
		<b>午前② (10:30~12:30)</b>
午後 (13:00~17:00)		<b>午後① (13:00~15:00)</b>
		<b>午後② (15:00~17:00)</b>
夜間① (17:00~19:00)		夜間① (17:00~19:00)
夜間② (19:00~21:00)		夜間② (19:00~21:00)

(3) 体育館、スポーツセンターの9:00~10:00と12:00~13:00、テニスコートの12:00~13:00、テニスコートを除く屋外体育施設の8:00~8:30と12:30~13:00の利用について、前後の時間からの継続利用以外でも利用可能とします。

例) テニスコートの場合

(現状)

利用時間	利用者名
10:00~12:00	Aさん
12:00~13:00	
13:00~15:00	Bさん

← Aさん又はBさんだけが利用可能

(変更後)

利用時間	利用者名
10:00~12:00	Aさん
12:00~13:00	<b>Cさん</b>
13:00~15:00	Bさん

← Aさん、Bさんだけでなく、**Cさんも利用可能**

(4) 体育館・スポーツセンター・テニスコートの12:00~13:00、テニスコートを除いた屋外体育施設の8:00~8:30、12:30~13:00を利用する場合は、全て使用料をいただきます。

例) 体育館アリーナの場合

利用時間	利用者名
10:00~12:00	Aさん
12:00~13:00	Aさん
13:00~15:00	Aさん

(現行)

12:00~13:00の時間を前後の利用時間から同一利用者が継続利用する場合は、12:00~13:00の使用料を免除



(変更後)

**上記の場合に使用料を免除する規定を廃止し、予約された時間の全ての使用料をいただきます。**